



# Sabae Rotary Club

R | 第2650地区 2017-2018年度 鯖江ロータリークラブ

2017-18年度 国際ロータリーテーマ



ロータリー：  
変化をもたらす

2017-18年度 第2650地区スローガン

## 愛着と誇り



鯖江ロータリークラブ会長方針  
できることから始めてみましょう  
「クラブの改革」と「人道奉仕」  
会長 大島 恒彦

第2823回  
10/27(金)

10月第4例会  
点鐘：12:30

テーマ 「地域に密着した私達(企業)ができる地方の空き家対策」  
卓話 榎原 広輝 会員

第2824回  
11/10(金)

11月第1例会  
点鐘：12:30

テーマ  
卓話 橋本 政宣 会員

第2825回  
11/17(金)

11月第2例会  
点鐘：12:30

テーマ  
卓話 野呂 和夫 会員

四つのテスト

出席率75.8%

10/27(金)  
第2823回  
例会報告

鯖江商工会議所 3階中会議室

- ① 真実かどうか
- ② みんなに公平か
- ③ 好意と友情を深めるか
- ④ みんなのためになるかどうか

開 会 点 鐘  
四 つ の テ ス ト  
ロ ー タ リ ー ソ ン グ  
僕 の RC、私 の RC、みんなの RC  
会 長 の 時 間 告 白  
幹 事 報 告  
閉 会 点 鐘

ロータリーソング



「それでこそ  
ロータリー」  
瀧谷 えみ子  
ソングリーダー

僕のRC、私のRC、みんなのRC



大橋 良史 会員  
父の跡を継いで、40歳で入会しました。3年程経過して自分の居場所が出来たように思い、幹事をしたことにより、組織や皆さんの事も分かってきました。RCは一生のもの、人の入会を無理にしていけないし、家族のように付き合っていける人を入会させたいです。



大島 恒彦 会長

昨日のドラフト会議で、注目の選手は皆パ・リーグに行ってしまいました。福井県関係では、野球留学の鍛原選手が巨人に、牧選手は阪神に登録され、大いに期待しています。先日の台風21号は、福井県に大変大きな影響があり、小浜で最大瞬間風速が38m、鯖江でもかなりの風が吹いたと思われます。南越前町で住宅1棟全壊し、住民の方は非難されていて無事だそうでホッとしています。木造の家はかなり揺れて、怖くて眠れなかった方が多くおられました。日野川・浅水川は、決壊の危険がある所まで水位が上がったそうです。保険会社の福井県だけの調査によりますと、事故報告(建物関係)が1300件程(10月25日現在)あったそうです。中身は、瓦が飛んだ、外壁がはがれて雨水浸水、シャッターの破損、車の損傷等です。北陸3県の中でも、福井県の被害はダントツで、3県で3000軒ほどの事故報告のうち、半分ぐらいが福井県だそうです。

弊社でも、24日から70件程事故報告を受け、ほとんどが、家・シャッター・車の内容でした。今その事故処理に奮闘しているところです。平成19年に台風19号が福井県をかすめる時の、被害以上の21号台風被害です。台風の進行方向の東側は風が強く西側は雨が強いと聞いていましたが、今回の台風は大きすぎてそれが当てはまらなかったと思います。

また週末に台風22号が来ますので、皆さん是非とも災害に備えていただきたいと思います。

委員会報告



帰山 明朗 クラブ奉仕委員長

本年度は、高齢者向けに交通安全教室で「サバーンのお約束体操」の紹介および指導の事業を行います。お手元の用紙をご覧ください。ご参加可能な日を、11月10日(金)迄に、事務局FAX0778-52-9167に、お知らせください。お力添えをお願いします。なお、3月末までですので、皆様現時点でのご予定で分かる範囲でお書きくだされば結構です。よろしくをお願いします。

幹事報告



川手 博明 幹事

今回の例会は、11月10日橋本会員卓話です。明日10月28日は、I.M.が開催されます。場所はアオッサ・懇親会はユアーズホテルです。12:28鯖江駅、12:32北鯖江駅のJRをご利用いただくと便利です。注意：北鯖江からの方はワンマン乗車口からお乗りください。

にこにこBOX報告

大島 恒彦 会員	榎原会員の卓話を楽しみに
牧野 友美 会員	〃
野中 敏昭 会員	〃
岡本 圭子 会員	〃
野呂 和夫 会員	〃
大橋 良史 会員	〃
瀧谷えみ子 会員	〃
孝久 治宏 会員	〃 早退します
小淵 洋治 会員	〃 勤続表彰を頂いて
小計 ¥ 14,000	
累計 ¥ 457,000	

福井県内RC例会日

無印：12:30開始

K：18:30開始

L：19:00開始

月曜日	福井東RC(AOSSA)	若狭RC(サボリやまね・7-12月おせきみ屋)	敦賀RC(福井銀行敦賀支店)	金曜日	福井あじさいRC(おれいバ・ジュニア)	
火曜日	福井南RC(福井織協ビル)	水曜日	福井北RC(ザ・グランアース・フク)	木曜日	福井RC(ユアーズホテル福井)	福井西RC(パ・ド・グリーンホテル・レジナ)
K	福井フェリスRC(ザ・グランアース・フク)	K	丸岡RC(丸岡城のまちミニエッセ)	L	福井水仙RC(福井パレスホテル)	三国RC(三国観光ホテル)
	勝山RC(勝山市民活動センター)		大野RC(大野商工会議所会館)		武生府中RC(越前たけふ農協会館)	
	武生RC(武生商工会館)		鯖江北RC(神明苑)		L 敦賀西RC(ニューサンピア敦賀)	

NPO法人ふくい町守ネットワーク代表理事

卓話

榎原 広輝 会員

テーマ

「地域に密着した私達(企業)ができる地方の空き家対策」



## 【空き家対策特別処置法について】

平成27年2月26日に施行された空き家対策特別処置法は、一部の施行が保留されていましたが、同年5月26日から完全施行されました。

## \*そもそも空き家対策特別処置法の目的は空き家による悪影響の懸念

・空き家は今後も増えると予想されている。

- ・人口減少・世帯数が2019年でピークを迎える。
  - ・介護施設の利用が・・・
  - ・建物があると固定資産税の優遇特例が解体の足止めに
  - ・新築物件のニーズが高いのは当然のこと
  - ・解体費用の負担
  - ・中古物件の市場価格は低い。
- 条文で明記された空き家対策特別処置法の目的は次の通りです。

- ・地域住民の生命、身体または財産を確保する
- ・(地域住民の)生活環境の保全を図る
- ・空き家等の利用を促進する。
- ・空き家等に関する施設を総合的かつ計画的に推進する。
- ・公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する

## \*空き家対策特別処置法の内容と与える影響

## 空き家の調査と現状把握

市町村が最初に行うのは空き家の所在と所有者の把握でそのために必要な調査や情報の提供を求める事が出来ると規定されています。その上で、市町村は対策が必要な「特定空き家等」にみなされると処置が講じられます。

## 解体の通告や強制対処が可能に

空き家対策特別処置法では、著しく保安上の危険となる恐れがある空き家、著しく衛生上有害となる恐れがある空き家について、強制的に対処できる規定が設けられました。しかし、強制対処は段階的な手順を踏みます。

## 改善への助言と指導

最初に行われるのは、除去(解体)、修繕、立木の伐採等の助言又は指導です。

## 改善がなければ勧告

助言や指導、勧告ならばまだしも何もしなくて大丈夫だと思ってしまうのか？どうしても改善できない理由があるなら、この機会を利用して陳述できます。

## 命令の次は強制対処

命令の猶予期限までに改善を完了しなくてはなりません。改善命令を無視した場合、改善に着手しても不十分な場合、改善が猶予期限までに完了の見込みがない場合のいずれでも、市町村は強制対処が可能です。所有者が負担できなくても、市町村が負担してその費用を所有者に請求します。

## 固定資産税の特例対象からの除外

特定空き家等に対する市町村からの改善勧告があると、土地に対する固定資産税の特例(優遇措置)から除外され、土地の固定資産税が最大で4.2倍にも増額されます。

## 空き家対策が不動産市場に与える影響

市町村の空き家対策が進むと、供給が過剰になって価格が下がるとも言われ空き家ではない所有者も、間接的に資産価値が下がる影響を受けます。

## 税収への影響も考えられる

売って手放すことも難しいとなれば、相続放棄という形をとる人が増えるかもしれないし、実際今年々増えており、その一部は固定資産税の負担が影響していると考えられます。

開催日

平成29年 10月28日(土)  
13:00~19:00(受付12:00~)

国際ロータリー 第2650地区 第5組

インターシティー ミーティング I.M.

会場

『AOSSA』8階県民ホール

懇親会

『ユアーズホテルフクイ』

4階 芙蓉の間

障がい者スポーツを  
理解し、未来へ  
つなげよう!

ホストクラブの福井北RC111名が、最高のおもてなしを。  
全体登録者数617名、鯖江RCは25名の登録者数でした。



## \*処置の対象になる特定空き家とは？

周辺への影響が大きい空き家を「特定空き家等」と定義しています。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
  - ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態
  - ・適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 特定空き家等に該当するかどうかのカギ

明らかに特定空き家等に該当する空き家を除くと、特定空き家等の判断は市町村(実際には市町村に設置された協議会)がするので、所有者は判断を待つこととなります。

## \*まとめ

日常の業務の中で私達建設関係の仕事を営んでいると、地域の方たちと話す機会が多くあります。そして地域の現状も目の当たりにすることもよくあります。皆さんのお宅の周りにも最近多いのではないのでしょうか？お年寄りの独り暮らしのお宅、空き家になっているのではないかとと思われるお宅、解体されて空き地になっているところ。メディア等でよく耳にしますが、地方の人口減少、高齢化、都市部への人口集中。それに伴う空き家問題。

地元に住み地元で商いをしている僕たちがこのような問題に少しでもお役にたてないだろうかと思い13名の若い仲間たちと「NPOふくい町守ネットワーク」という非営利活動法人を立ち上げました。全国的にもこの空き家問題は深刻化しています。総務省の調べによる2013年の日本全国の住宅ストック数は約6060万戸、それに対して日本の総世帯数は約5240万戸。世帯数よりも住宅の方が約820万戸も多いという調査結果が出ています。建物の良し悪しは別と考えてもこの820万戸が今のところの定義では空き家の数ということになります。空家率でいうと13.5%にもなるのです。

その空き家820万戸の内訳としては、賃貸や売買用が約460万戸。二次住宅(別荘など)が約42万戸。その他が318万戸です。このその他の318万戸が長期不在の住宅であったり、取壊し予定の住宅であったりするのです。今2017年。この調べたデータは2013年。2023年には空き家率が21%。2033年には3軒に1軒が空き家になるのではと言われています。近所を見渡せばどこかのお宅は「空き家」なんて状況があるのではとされています。その背景には単独世帯が増加したこと、つまり核家族化が進み母屋の高齢化率が上がり、そこが空き家予備軍となっているということなのです。要因はまだありますが、この問題が深刻化すると人口減少に拍車がかかり、自治体の税収が減る、インフラの不整備、さらに人今日流出。という負のスパイラルに陥ってしまいます。

国策として打ち出した「空き家対策特別処置法」の施行により固定資産税の特例除外や、税制的配慮という配慮がなされているものの、対策としてはどの自治体も頭を抱えているのが現状です。自治体では空き家バンクという施策で利用可能な住宅と利活用希望者をマッチングさせる取り組みをしていますが、空き家としての登録件数が少ないのが状態です。空き家の所有者側では(空き家であることが恥ずかしい)(空き家として認めたくない)(他人に貸すことに抵抗がある)など所有者のデリケートな感情(価値観)もあり、利活用側ではどんな空き家があるのかを、またそのような存在すら知らない事です。

このような現状を少しでも打破していくために、地域コミュニティーの深い私たち地域で働く私たちがネットワークをフルに活用してこの地域の空き家問題の解決に取り組みたいと活動しています。

